

# 手順

- 1 被相続人の死亡年月日を確認  
→昭和22年5月2日以前に死亡；家督相続等旧民法が適用される  
昭和22年5月3日以降に死亡；現在の相続（法定相続分は途中で変更がある）
- 2 現在の相続の場合、法定相続人がいるか確認（被相続人の出生から死亡までの戸籍）  
→①被相続人死亡時に配偶者がいるか？  
→配偶者がいる場合は常に配偶者は相続人になる  
②被相続人死亡時に子（直系卑属）はいるか？  
③子がない場合、被相続人死亡時に親（直系尊属）はいるか？  
④子も親もない場合、被相続人死亡時に兄弟姉妹はいるか？
- 3 法定相続人の中に、現時点で死亡している人はいるか？  
→死亡している法定相続人がいる場合、その法定相続人は被相続人より先に死亡しているか、後に死亡しているか？  
→①先に死亡している場合、代襲相続等の問題  
②後に死亡している場合、その法定相続人の法定相続人を確定させる（法定相続人の法定相続人に更に死亡している人がいる場合には、これを繰り返す）
- 4 相続放棄をした者はいるか？  
→相続放棄申述受理証明書の提出を受けて確認
- 5 相続欠格者はいるか？  
→原則としては相続欠格者にあると自分で認識しておれば、その者から相続欠格にあたるという証明を印鑑証明書添付で提出してもらおうが、そういったことはまずないので、相続欠格にあたるという争いが裁判で行われ、確定判決の謄本をもって証明することになる。（あまり考慮する必要はないかもしれない）
- 6 相続人から排除された者はいるか？  
→原則は戸籍を見れば判明する（あまり考慮する必要はないかもしれない）
- 7 法定相続人が確定したら、その相続人に何を要求するのか？  
→①被相続人の債務に関することであれば法定相続人にそのまま要求（遺言書や遺産分割があったとしても、それは債権者には対抗できない）

②法定相続人の不動産等の所有権、即ち権利を前提とする場合には更に次の検討が必要

8 遺言書はあるか？

→（１）ある；遺言書の通り相続するのか、それとも法定相続人全員の同意により遺言とは異なる遺産分割をするのか？

（２）ない；遺産分割協議はしたか？

→①した；遺産分割協議の内容確認

②してない；法定相続分にて共有している状態

もともと、相続したことを知らなかった可能性もあるので、相続放棄の可能性が全くないわけではないので、相続放棄をする可能性があるかくらいは確認しておいた方がトラブルにならないと思われる

9 今後遺産分割協議をする予定があるか？

→未成年者が含まれている場合に注意

10 胎児はいないか？（あまり考慮する必要はないかもしれない）

11 法定相続人の中に養子はいるか？

→原則として子と同じに考えるが、その養子が死亡している場合には子とは異なる扱いになることがあるので注意

12 法定相続人の中に行方不明者はいるか？

→不在者財産管理人や失踪宣告の問題

13 法定相続人が誰もいなかった

→相続財産管理人の問題

14 以上により法定相続人が確定したら、その者の戸籍の附票により届け出られている現住所を確認して交渉開始

# 法定相続基本形

**前提** 配偶者×；被相続人死亡時に①配偶者が既に死亡している②配偶者と離婚している  
③そもそも婚姻していない場合のこと

配偶者○；被相続人死亡時に配偶者がいる

子×；被相続人死亡時に子、孫、曾孫等直系卑属（直系の後の世代のこと）が存在しないこと

子○；被相続人死亡時に①子がいる②子は既に死亡しているがその子に子がいる（直系の後の世代がいる）場合のこと

親×；被相続人死亡時に父母、祖父母、曾祖父母等直系尊属（直系の前の世代のこと）が存在しないこと

親○；被相続人死亡時に①父母がいる（どちらかだけでも良い）②父母は共に既に死亡しているが祖父母がいる（直系の前の世代がいる、どちらかだけでも良い）場合のこと

兄弟姉妹×；被相続人死亡時に、①兄弟姉妹が既に死亡していて、その兄弟姉妹に子がない②そもそも兄弟姉妹がない場合のこと

兄弟姉妹○；被相続人死亡時に、①兄弟姉妹がいる②兄弟姉妹は既に死亡しているがその兄弟姉妹に子がいる（兄弟姉妹の孫以下は含まれない）

1 配偶者 × 子 × 親 × 兄弟姉妹 ×

→相続人なし

国庫に帰属させるための手続（相続財産管理人選任）

2 配偶者 ○ 子 × 親 × 兄弟姉妹 ×

→相続人は配偶者のみ

3 配偶者 × 子 ○ 親 ○or× 兄弟姉妹 ○or×

→相続人は子のみ

4 配偶者 × 子 × 親 ○ 兄弟姉妹 ○or×

→相続人は親のみ

5 配偶者 × 子 × 親 × 兄弟姉妹 ○

→相続人は兄弟姉妹のみ

6 配偶者 ○ 子 ○ 親 ○or× 兄弟姉妹 ○or×

→相続人は配偶者と子

7 配偶者 ○ 子 × 親 ○ 兄弟姉妹 ○or×

→相続人は配偶者と親

8 配偶者 ○ 子 × 親 × 兄弟姉妹 ○

→相続人は配偶者と兄弟姉妹

# 法定相続人に死亡者がいる場合

## 基本形<sup>2</sup> 配偶者が死亡

- (1) 配偶者の死亡が被相続人より前の場合
  - 相続人なし（基本形<sup>1</sup>と同じ）
  - 国庫に帰属させるための手続（相続財産管理人選任）
  
- (2) 配偶者の死亡が被相続人より後の場合
  - 配偶者の相続人たる地位を配偶者の相続人が相続
  - 配偶者の相続について法定相続基本形で相続人を探す
  - 例) 被相続人 X、配偶者 Y、Y の父 A 生存の場合は、A が Y の地位を相続したことになる

## 基本形<sup>3</sup> 子が死亡

- (1) 子の死亡が被相続人より前の場合
  - 代襲相続人がいるか確認（例えば子の子（被相続人から見れば孫等直系卑属））
  - ①代襲相続人がいる場合は代襲相続人が相続人となる
  - ②代襲相続人がいない場合は、他に子がいれば、即ち、死亡した子の兄弟姉妹がいればその兄弟姉妹が相続人となり、他に子がいないければ配偶者×子×の法定相続基本形を検討
  - 例) 被相続人 X、配偶者なし、子 A と B で、A が X より前に死亡
    - A に子 C がいる場合は B と C が相続人となる
    - A に子がいない場合、B のみが相続人となる
  - 例) 被相続人 X、配偶者なし、子 A のみで A が X より前に死亡
    - A に子 C がいる場合は C のみが相続人となる
    - A に子がいない場合、配偶者×子×の法定相続基本形を検討
  
- (2) 子の死亡が被相続人より後の場合
  - 子の相続人たる地位を子の相続人が相続
  - 子の相続について法定相続基本形で相続人を探す

#### 基本形<sup>4</sup> 親が死亡

##### (1) 親の死亡が被相続人より前の場合

→祖父母、曾祖父母等直系尊属が生存しているか確認

→①祖父母が生存していれば祖父母のみが相続。祖父母が死亡しており曾祖父母が生存している場合は曾祖父母のみが相続。

②生存していない場合は、配偶者×子×親×の法定相続基本形を検討（基本形<sup>1</sup>か<sup>5</sup>）

##### (2) 親の死亡が被相続人より後の場合

→親の相続人たる地位を親の相続人が相続

親の相続について法定相続基本形で相続人を探す

#### 基本形<sup>5</sup> 兄弟姉妹が死亡

##### (1) 兄弟姉妹の死亡が被相続人より前の場合

→代襲相続人がいるか確認（兄弟姉妹の子。兄弟姉妹の孫以下は代襲相続できない）

→①代襲相続人がいる場合は代襲相続人が相続人となる

②代襲相続人がいない場合は、他に兄弟姉妹がいればその兄弟姉妹が相続人となり、他に兄弟姉妹がいなければ相続人不存在のケースとなる。即ち、法定相続基本形の<sup>1</sup>となる

##### (2) 兄弟姉妹の死亡が被相続人より後の場合

→兄弟姉妹の相続人たる地位を兄弟姉妹の相続人が相続

兄弟姉妹の相続について法定相続基本形で相続人を探す

基本形<sup>6</sup>から<sup>8</sup>で死亡者がいる場合は、それぞれ上記の組み合わせで検討する

→配偶者の死亡については、配偶者が被相続人より先に死亡している場合は基本形<sup>3</sup>から<sup>5</sup>と同様に考える

# 養子等がいる場合

- 1 被相続人が養子縁組した養子がいる場合  
→子として相続人になる
  
- 2 被相続人が養子縁組した養子に子がいる場合  
→（１）養子縁組後に生まれた子の場合  
→代襲相続の際、代襲相続人となる  
  
（２）養子縁組前に生まれた子である場合（即ち、養子縁組する時点で既に養子となる者に子がいた場合）  
→代襲相続の際、代襲相続人にはならない
  
- 3 被相続人が子のいる配偶者と婚姻していた場合  
→（１）その子と被相続人が養子縁組していれば上記と同様に考える  
  
（２）その子と被相続人が養子縁組していない場合、その子には被相続人との関係では相続権はない
  
- 4 被相続人が養子の場合  
→（１）普通養子縁組の場合  
→実親との関係でも養親との関係でも相続が発生する  
  
（２）特別養子縁組の場合  
→実親との関係では相続は発生しない

# その他

## 1 遺言書がある場合

→原則は遺言書の通りに相続

相続人全員の同意があれば、遺言書とは異なる遺産分割ができる

被相続人が負っていた債務については、遺言書に記載があったとしても債権者には対抗できない（法定相続分と異なる割合で債務の負担を指定していたとしても、債権者は法定相続分に従って権利行使できる）

## 2 遺産分割協議がある場合

→原則は遺産分割協議の内容に従って相続する

被相続人が負っていた債務については遺言書の場合と同じ

## 3 相続放棄した者がいる場合

→相続放棄した者は最初から相続しなかったことになるので相続人にはならない

相続放棄した者については代襲相続も発生しない

第1順位の相続人が全員相続放棄すれば、第2順位に相続権は移る

## 4 相続欠格者や相続人廃除された者がいる場合

→代襲相続の対象となる

## 5 相続人の中に不在者（行方不明者）がいる場合

→（1）法定相続分であればそのまま不動産の相続登記はできる

（2）遺産分割をするということになれば不在者財産管理人を選任する

（3）失踪宣告の手続きにより不在者死亡として手続きを進めるということも考えられる

## 6 相続人の中に未成年者がいる場合

→（1）法定相続分であればそのまま不動産の相続登記はできる

（2）遺産分割をするということになれば、特別代理人や未成年後見人の選任を検討

## 7 胎児がいる場合

→胎児も相続については既に生まれたものとみなされる

ただし、出生前には胎児のために遺産分割等はできない

8 嫡出子ではないが認知された子がいる場合

→子と同じ

9 相続人の地位を取得した者が死亡した場合

→その者についての相続関係を調べる必要がある。即ち、被相続人死亡後に相続人が死亡すれば、その相続人についての相続人を確定させる必要があり、更にその相続人が死亡したような場合は、その相続人についても相続関係を確定させる必要がある。